

事務連絡
令和8年5月21日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けた
エボラ出血熱に係る協力依頼について

日本時間5月17日、世界保健機関（WHO）が、コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の流行について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：フェイク）」と判断しました。

このことを踏まえて、厚生労働省においては、コンゴ民主共和国及びウガンダから日本への帰入国者について、エボラ出血熱の発生状況等を注意喚起するとともに、帰入国者に対し当該国に滞在した場合には、その旨を検疫所に自己申告するよう呼びかけを行っております。

このような状況の下、厚生労働省より、国土交通省に対して別添のとおり協力依頼が参りました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対しまして、ご周知いただくとともに、エボラ出血熱発生地域であるコンゴ民主共和国及びウガンダへの渡航者に対しての注意喚起等について、別添も参照いただきつつ、御協力をお願いいたします。

<別添>

【通知】「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について